

飯能市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の売却等を希望する者からの申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に紹介する制度（以下「空き家バンク」という。）を実施することにより、空き家を有効に活用し、市民間の都市間交流の拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内の建築物及びこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家を売却し、又は賃貸することができる者をいう。
- (3) 協力会員 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員で、事務所を市内に置き、市が実施する空き家バンクに賛同したものをいう。

(空き家情報の登録の申込み等)

第3条 空き家バンクによる空き家に関する情報の登録（以下「空き家情報の登録」という。）を受けようとする所有者等（以下「登録申込所有者」という。）は、飯能市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び飯能市空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「物件登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、空き家物件登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、空き家情報の登録をしたときは、飯能市空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により、登録申込所有者に通知するものとする。
- 4 空き家情報の登録の期間は、登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年間とする。

(空き家情報の登録の勧奨)

第4条 市長は、空き家情報の登録をしていない空き家について、当該空き家の所有者等に対して、空き家情報の登録を勧めることができる。

(空き家情報の登録の要件)

第5条 市長は、空き家が宅地建物取引業者に媒介等を依頼されているときは、当該空き家について、空き家情報の登録をすることができない。

(空き家情報の登録事項の変更)

第6条 第3条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込所有者（以下「登録所有者」という。）は、当該空き家情報の登録に係る事項に変更があったときは、飯能市空き家バンク物件登録変更届出書（様式第4号）に、変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該空き家に係る空き家情報の登録を取り消し、当該空き家に係る情報を空き家物件登録台帳から削除するものとする。

- (1) 空き家情報の登録を受けた空き家（以下「登録空き家」という。）に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録所有者が、登録空き家について協力会員以外の者に媒介等を依頼したとき。
- (3) 空き家情報の登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家情報の登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。
- (5) 登録所有者から飯能市空き家バンク物件登録取消届出書（様式第5号）の提出があったとき。
- (6) その他空き家情報の登録について、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により空き家情報の登録を取り消したときは、飯能市空き家バンク物件登録取消し通知書（様式第6号）により、登録所有者に通知するものとする。

(空き家の利用の登録等)

第8条 空き家バンクによる空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、市長の登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。

- 2 利用希望者は、飯能市空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）及び飯能市空き家バンク利用登録カード（様式第8号。以下「利用登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、空き家利用希望者登録台帳に登録するものとする。
- 4 市長は、利用登録をしたときは、飯能市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により、空き家利用希望者登録台帳に登録した利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。
- 5 利用登録の期間は、登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年間とする。

（利用登録の要件）

第9条 市長は、利用希望者が次に掲げる要件に該当しないときは、利用登録をすることができない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思があること。
- (2) 地域住民と協調して生活できること。

（利用登録事項の変更）

第10条 利用登録者は、当該利用登録に係る事項に変更があったときは、飯能市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第10号）に、変更内容を記載した利用登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用登録を取り消し、当該利用登録に係る情報を空き家利用希望者登録台帳から削除するものとする。

- (1) 利用登録者が第9条各号に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から飯能市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第11号）の提出があったとき。
- (5) 利用登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。

(6) その他利用登録について、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録を取り消したときは、飯能市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第12号）により、利用登録者に通知するものとする。

（情報の提供等）

第12条 市長は、登録所有者及び利用登録者に対し、空き家物件登録台帳及び空き家利用希望者登録台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、ホームページへの掲載、空き家物件登録台帳の閲覧その他の方法により、空き家物件登録台帳に登録された空き家の情報について、公開するものとする。

3 前2項の場合において、市長は、当該情報の提供又は公開について、当該登録所有者又は利用登録者の同意を得なければならない。

（交渉の申込み）

第13条 登録所有者との交渉を希望する利用希望者は、飯能市空き家バンク登録物件交渉申込書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交渉等への不関与）

第14条 市長は、登録所有者と空き家利用登録者との売買、賃貸借等に係る交渉及び契約に関しては、直接関与しないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第199号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第334号)

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第312号)

この告示は、公布の日から施行する。